

放送倫理・番組向上機構[BPO]
2016(平成28)年度第1回 理事会 議事録

1. 日 時 2016年5月31日(火) 午後1時～2時15分
2. 場 所 放送倫理・番組向上機構[BPO] 第2会議室
3. 出席者 濱田 理事長
三好 専務理事 高橋 理事・事務局長
坂井 理事 山野 理事
荒木 理事 河内 理事
木村 理事 行成 理事(荒木理事に議決権委任)
新井 監事 山内 監事
<欠席> 藤久 理事

4. 議 題

- (1) 2015(平成27)年度 業務報告・決算報告
(2) 「放送倫理検証委員会・運営規則」の一部改正について
(3) その他

5. 配付資料

- (1) 2015年度 BPO年次報告<概況>
(2) 2015年度 決算報告書
(3) 正味財産増減計算書の概要
(4) 正味財産増減計算書(予算対比)
(5) 「放送倫理検証委員会・運営規則」の一部改正(案)

6. 議 事

議事に先立ち、高橋理事・事務局長から、「委任状提出理事を含めて理事の過半数が出席し、BPO規約第15条2項の規定により、理事会は有効に成立する」旨を報告。

次いで、濱田理事長(議長)から、4月25日付でBPO理事に就任した荒木裕志氏(NHK理事、板野専務理事と交代)を紹介し、議事に入った。

(1) 2015(平成27)年度 業務報告・決算報告

<業務報告>

高橋理事・事務局長から、2015年度のBPO活動について概要、以下の報告があり、全会一致で了承された。

- 2015年度は、新理事長に濱田純一氏を迎え、新体制でスタート。引き続き三つの第三者委員会を中心に、業務を推進した。
- 3委員会では、「放送倫理検証委員会」が1事案(意見)、「放送人権委員会」が6事案(勧告3件・見解3件)の委員会決定を通知・公表。放送人権委員会は最近、申立件数が増加傾向(前年度比5件増)にある。また、「青少年委員会」は1事案を審議対象とし「委員会の考え」を公表したほか、「委員長コメント」1件を公表した。
- 2015年度の特徴は、放送倫理検証委員会の審議事案と放送人権委員会の審理事案が同一番組に関するもので、二つの委員会が同じ番組について、それぞれ委員会決定を公表する初のケースとなったこと。放送人権委員会で、同一の番組につ

いて異なる二人から人権侵害の申立てがあり、二つの委員会決定を公表したこと。
また、放送人権委員会で初めてAMラジオ番組の審理を行い、委員会決定を公表
したことであった。

- 放送倫理検証委員会が2015年度に通知・公表した「委員会決定」は、次の1件。
 - ・ NHK総合『クローズアップ現代』～“出家詐欺”報道に関する意見
(2015年11月6日 通知・公表)
- 放送人権委員会が2015年度に通知・公表した「委員会決定」は以下の6件。前年度からの継続審理事案3件に加え、新たに6件の審理入りがあり、あわせて9件を審理。3事案は2016年度に継続審理となった。
 - ・ TBSラジオ「大阪府議からの申立て」 見解:問題なし[補足意見付記]
(2015年4月14日 通知・公表)
 - ・ TBSテレビ「謝罪会見報道に対する申立て」 勧告:人権侵害[少数意見付記]
(2015年11月17日 通知・公表)
 - ・ フジテレビ「大喜利・バラエティ番組への申立て」 見解:問題なし
(2015年11月17日 通知・公表)
 - ・ NHK総合「出家詐欺報道に対する申立て」 勧告:放送倫理上重大な問題あり
(2015年12月11日 通知・公表)
 - ・ フジテレビ「ストーカー事件再現ドラマへの申立て」 勧告:人権侵害[補足意見付記]
(2016年2月15日 通知・公表)
 - ・ フジテレビ「ストーカー事件映像に対する申立て」 見解:放送倫理上問題あり
(2016年2月15日 通知・公表)
- 青少年委員会は2015年度、審議入りした1件に“委員会の考え”を公表し、表現上の配慮について注意を促した。
 - ・ テレビ東京『ざっくりハイタッチ』赤ちゃん育児教室企画に関する
“委員会の考え”
(2015年12月9日 公表)
- 2015年度の「視聴者意見」の総数は22,476件(前年比約6,000件増)で、主な増加要因として、SMA Pの解散をめぐる謝罪会見に対するメールが集中したことが挙げられる。最近は、ネット上での呼びかけによるものや、番組を視聴せずにネット上に掲載された意見をコピペする集中的メールが寄せられるケースが増えている。
- 委員と各放送局の担当者が委員会の判断などを題材に直接、意見を交わす「事例研究会」を7月と2016年2月に開催。3委員長が1年間の活動を総括する「年次報告会」を2016年3月に開催した。
- 委員会決定を各放送局の制作現場に浸透させ、理解促進を図るため、委員と各放送局との「意見交換会」を3委員会で計11回開催したほか、各放送局が企画する社内研修会などへの委員や役員・調査役の「講師派遣」を22回実施した。
- BPOの活動を広く理解してもらうため、委員会決定の内容を「ニュースリリース」でネット配信したほか、「メールマガジン」を逐次配信して委員会の動向を各放

送局の現場の放送人へ詳細・迅速に伝えた。

- 海外の研修生へのレクチャーや、理事長・委員のテレビ出演、報道機関からのインタビュー取材など、外部団体やメディアと連携した活動を12回実施した。

<決算報告>

三好専務理事から、2015年度決算について概要、以下の提案・報告をした。

[註:金額は万円未満を切り捨て]

- 2015年度の事業活動収支は、「経常収益」が会費収入など合計4億574万円。「経常費用」は、事業費3億427万円と管理費1億115万円を合わせた4億542万円で、「当期経常増減額」は31万円のプラスとなった。このほかに、経常外費用が複合機の更新に伴う破棄損20万円があり、「当期一般正味財産増減額」は11万円のプラスとなった。なお、2015年度予算との比較では、各費用科目とも予算内に収まり、予備費は未使用であった。
- 事業費が3億427万円と前年度比416万円減少したが、内訳科目ごとの増減内容は、次のとおり。
 - ・放送人権委員会費は、審理事案数が前年度より増えた関係で、全体で132万円の増加。
 - ・放送倫理検証委員会費は、審理・審議事案数が前年度より減少した関係などで、全体で208万円の減少。
 - ・青少年委員会費は、「青少年調査」の初年度にあたり、企画検討が中心であった関係などにより、全体で168万円の減少。
 - ・視聴者関係経費は、ほぼ前年度と同額。
 - ・広報関係経費は、前年6月に外向期間が終了した職員の後任を補充しなかったことや、BPOのPRスポットの使用許諾を前年度に2年延長契約した関係などにより、全体で301万円の減少。
 - ・委員会共通費は、委員会決定事案数の増加等によるページ増に伴い『BPO報告』の印刷経費が増えたことなどで、全体で140万円増加。
- 管理費は、1億115万円(前年度比27万円減)と、ほぼ前年度と同額。
- 2015年度末の資産総額は1億4,015万円、負債総額は9,689万円で、正味財産額は4,326万円である。資金(流動資産と流動負債の差額)の期末残高は約3,700万円。

続いて新井監事から、「5月11日の午後、BPO事務局内において、山内監事とともに2015年度業務と決算の概要説明を受けた後、会計上の帳簿等を監査した結果、役員の職務執行状況ならびに会計処理は適正であることを確認した」との報告があった。

次いで若干の質疑応答があり、2015年度収支決算は全会一致で了承・承認された。

(2) 「放送倫理検証委員会・運営規則」の一部改正について

三好専務理事から、放送倫理検証委員会の運営規則改正の経緯と内容について概要、

以下の説明・提案を行った。

- 3 委員会はそれぞれ運営規則を定めている。これを改正する場合は、各委員会の運営規則で「(当該)委員会の議決を経て、理事会の承認を要する」としている。
- 放送倫理検証委員会の設立時に制定した運営規則には、審議や審理に入る前の段階が盛り込まれていなかった。このため、2008年春ごろから審議や審理に入るか否かを判断する議論の場を“討議”と便宜的に位置づけ、委員会を運営してきた経緯がある。また、現行の運営規則には、「事情聴取(ヒアリング)」の実施は審理に入った場合に行うことができるとのみ記載され、審議の場合について明確に記載されていない。ただ実際は、委員会では2010年頃から、審議の場合もヒアリングを行うことを慣例としてきた。これは、当該番組の現場制作者に事情聴取しなければ事案発生のプロセスや事実関係を把握できないからだ。
- ところが、佐村河内氏の事案の「5局7番組」で、この事案を審理入りするか、あるいは提言を出すことにするか、委員会で判断が分かれたことから、“討議”の段階ではあったが、当該放送局に対して“任意のヒアリング”を打診した。その際、ヒアリングを了解した局もあったが、その一方で「運営規則に書かれてないことを実施すると、今後の委員会運営にも問題が生じるのではないか」との指摘・懸念がヒアリング対象局から示された。同時に、その根拠に関する事務局の対応にも批判がなされた。
- こうしたことを受けて委員会では、運営規則を運営の実態に適合させる改正作業に2015年7月から着手。12月の委員会で改正案の原案を了承し、各社に意見募集したところ約30社から意見が寄せられた。その意見を踏まえて再改正案を2016年2月の委員会で決議し、2月24日に説明会を実施。説明会の概要を各局に通知するとともに再改正案を示し再度、意見募集を行ったところ、新しい意見が出なかったため、4月の委員会で本日の改正案を議決した。
- 主な改正内容は、前述の趣旨に沿って、まず第2章の標題と、続く第4条の頭書きをともに「放送倫理および番組の向上に関する討議・審議」とし、その前の第3条第5項に「第4条第1、5項」を挿入。第4条第1項を「委員会は、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について討議する。討議の結果、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、さらに検証が必要と判断した場合は、審議を行うことを決定する」と改正する。 [下線部分が改正箇所、以下同じ]
- 第4条第4項として、「委員会は、審議において、放送事業者および関係者から事情聴取(ヒアリング)を行うことができる」を新設。
- 第5条第1項を「委員会は、虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると討議において判断した場合、その番組(以下「対象番組」という)について放送倫理上問題があったか否かの審理を行うことを決定する」と改正する。あわせて、事務局の任務を定める第11条第1項第2項をそれぞれ「事務局は、委員会の討議・審議・審理...」とする。

- 同時に、運営規則の改正に伴い、放送倫理検証委員会の設置時に構成員各放送局との間で締結している「合意書」を“討議”を入れた内容に改訂することも提案したい。なお、改訂した合意書を改めて取り交わすことについては、改訂箇所が僅かなことから、各局には“読み替え”で対応してもらうよう通知したい。
- 今回の運営規則の一部改正ならびに合意書の改訂については、本日承認いただければ、この6月1日から施行することとしたい。

続いて意見交換が行われ、次の意見があった。 […理事、 …事務局]

合意書の読み替えとは、具体的にどのようなことか。

- BPOから文書で、合意書に“討議”という文言を追加すること、今後は追加文言が入ったものが合意書であると考えて委員会を運営していくことを周知する形を考えている。各放送局と合意書を取り交わして10年以上経つが、もうBPOの存在が各局に認知されており、読み替えてもらう方法で理解いただいたほうが簡便ではないかと考えている。

現在のBPOのパフレットでは、既に審議・審理の前に討議が入っている。実態としてはこの流れで委員会を運営しているが今回、実情に合わせて、改めて討議という言葉を経営規則の中に位置づけるものと考えてよいのか。

- そのとおり。これまでも委員会での討議については、『BPO報告』などで各局に周知を図ってきた。ただ、討議段階でのヒアリングは今までなかったが、佐村河内氏事案の時に、委員会としての判断ができないということで、任意にヒアリングを要望したことで、運営規則に書かれていることと運営の実態の適合性が課題となった。

審議や審理という言葉は、弁護士の方は通常使われているのか。

- 運営規則を制定する時、弁護士の方とも相談した。ただ、委員会設置の発端が番組内容の虚偽・捏造問題であったので、事案に応じて、放送倫理上問題があると指摘された番組の「審議」と、内容の一部に虚偽があると指摘された番組の「審理」に分類して委員会で議論することにした、という経緯がある。

意見交換後、「放送倫理検証委員会・運営規則」の一部改正について、全会一致で承認された。

(3) その他

三好専務理事から、最近のBPOの動向と課題などについて、2015年度に3委員会が取り扱った事案の特徴は、(1) 初めて二つの委員会が同じ番組事案を扱い、それぞれ委員会決定を出したこと、(2) 放送人権委員会では同じ番組に対して異なる二人から申立てがあり、それぞれの委員会決定を出したこと、(3) 放送人権委員会が初のAMラジオ番組事案を扱ったことである。また、放送倫理検証委員会の委員会決定で放送法の解釈問題に触れたことから、新聞紙上等で放送法をめぐる議論があったが、現在は沈

静化している。さらに、今年4月に「放送法遵守を求める視聴者の会」から公開質問状がBPOに届いたため、その対応を理事長と3委員長とに相談し、回答しないこととした。その後、回答締切日から2カ月が過ぎたが、先方からは何の連絡も来ていない。同会がBPOの機能・役割を正確に理解してないことが要因としてあり、残念に思っている。昨年、国会議員から特に民放の報道内容に対して「広告主への圧力 発言」があったが、その際、NHKと民放連と協議し、BPOに対して個別の政党から意見聴取等の要請があった場合は、情報共有し、まずはBPO設立を合意・決定したNHKと民放連が防波堤になって対応する旨、コンセンサスを得ている。

以上の報告の後、BPOの活動等について若干の意見交換が行われ、報告を了承した。

最後に、6月でBPO役員を退任する河内理事と、新井、山内両監事から挨拶があり、閉会した。

以上